

男女共同参画の推進と 青少年の健全育成の推進について

令和6年7月17日
県民生活部 男女青少年課

目次

1 男女共同参画社会づくり施策の推進

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進 03
- (2) 女性活躍の推進 05

2 家庭応援施策の推進

- (1) 家事・育児に共に取り組む機運醸成と地域での子育て支援 07
- (2) ひょうご出会い支援事業の推進 09

3 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年の体験活動の推進 10
- (2) 課題を抱える青少年の支援 11

4 青少年を守り育てる活動の推進

- (1) 青少年愛護活動の展開 13
- (2) 青少年のインターネット利用対策の推進 14

1 男女共同参画社会づくり施策の推進

「ひょうご男女いきいきプラン 2025」(R3～R7)に基づき、**男女がともに**、いつでも、どこでも、**いきいきと生活できる社会の実現**を推進

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進 (109,491千円)

ア 男女共同参画推進員の設置

- ・ 地域や職場で男女共同参画の推進に向けた啓発や実践活動に取り組む推進員を委嘱
 - ・ 県立男女共同参画センターと各県民局・県民センターの連携による情報提供や研修を通して推進員の活動を支援
- <委嘱人数(第12期 R6～7)> 1,243名(地域62名・企業1,131名・労組50名)



【推進員委嘱式(北播磨)】

イ 市町における取組の推進

県・市町合同会議や男女共同参画センター連絡会議等の実施により、市町と連携・協働し、男女共同参画社会づくりを推進

<市町の取組状況(R6.3末)>

男女共同参画条例	男女共同参画計画	男女共同参画センター
13市町(31.7%)	41市町(100%)	22市町(53.7%)

※いずれも任意

ウ 県立男女共同参画センターの取組

男女共同参画社会の形成を図るため、女性の就業・学習支援、女性の悩み相談などを総合的に推進

県立男女共同参画センター(愛称:イーブン)

[設置場所] 神戸市中央区東川崎町 神戸クリスタルタワー7階

[施設内容] 女性就業相談室(総合案内、情報検索コーナー、ハローワーク)
情報相談コーナー、情報図書室、セミナー室・講習室、面談室、
交流スペース、保育室

[利用者数] 30,149名(R5)



1 男女共同参画社会づくり施策の推進

(ア) 女性問題カウンセラーによる相談の実施

家族・職場の人間関係や将来への不安等、女性の様々な悩みについて相談を受け、相談者自らが今後の生き方を選択できるよう支援

<R5実績>

項目	対人関係	健康関係	くらし・生活	労働関係	法律関係	学習・情報	計
件数	1,614	453	475	184	35	400	3,161

(ウ) 人材育成

地域の課題解決に向けて実践活動を行うリーダー的役割を担う人材を養成するため、男女共同参画について、学識者等から体系的に学ぶ講座を開設 <R5修了生：16名>

<回数> 30回連続講座 ※公開講座はオンラインで配信

<内容> 地域活動における女性活躍の進め方に関する講義

プレゼンテーション力等の向上のためのワークショップ 等



【男女共同参画アドバイザー養成塾】

(エ) 女性の就労支援

女性就業相談室において、出産や育児等による長期離職や就労不安などに悩む女性を対象に、センター内に設置されているハローワークと連携し、起業や再就職に向けた相談から講座等によるスキル向上、職業紹介までワンストップで支援

<R5利用実績>

内 訳		利用者数等	
女性就業相談室利用者数		5,405名	
うちハローワーク	利用者数	4,894名	
	就業紹介者数	901名	
	就職者数	264名	



【女性就業相談室】

<相談・講座・セミナー参加状況 (R5実績) >

主なセミナー等	回数	参加者数
チャレンジ相談 (電話・オンライン・面接)	週1回程度	134名
出前チャレンジ相談 (市町男女共同参画センター等)	(22市町)62回	158名
女性のための働き方セミナー	20回	217名
出張！女性のための働き方セミナー	30市町	211名
再就職応援セミナー (「面接対策集中講座」「パソコン講座」等)	22回	255名



【女性のための働き方セミナー】

(イ) 特別専門相談の実施

女性弁護士による法律相談や、医師・助産師による不妊・不育専門相談、男性の臨床心理士による男性の悩み相談を実施

<R5実績>

項目	法律相談 (面接：月1回)	不妊・不育専門相談※ 電話 月2回 面接 月1～2回	男性のための相談 (電話：月2回)	計
件数	17	69	62	148

※保健医療部所管事業

1 男女共同参画社会づくり施策の推進

工 孤独・孤立の問題を抱える女性への支援

不安や困難を抱える女性を支援するため、SNS相談（R5：587件）やオンライン居場所（月2回Zoom）の開設（R5：42名）、生理用品の無料配付（R5：59箇所 3,550パック）を実施

(2) 女性活躍の推進（37,896千円）

ア 女性活躍推進センターによる取組

県立男女共同参画センター内に設置した女性活躍推進センター（H28.6～）を中心に、女性活躍推進の気運醸成をはじめ、企業の自主的取組の促進や女性のキャリアアップ等を支援

(ア) 企業の取組を支援する相談業務や講師派遣

女性活躍推進専門員が企業を訪問し、様々な相談に応じるとともに、キャリアアップや意識改革についての研修の企画提案や講師派遣を実施

＜R5実績＞ 企業からの相談対応：97件 講師派遣：32件

(イ) 中小企業等の階層別女性社員研修の実施

女性社員のキャリア形成やネットワークづくりを支援する研修（3コース各2日）を実施

＜R5実績＞ 若手：延べ52名 中堅：延べ55名 管理職：延べ70名



【中小企業等の階層別女性社員研修】

(ウ) 経営者・管理職等向けセミナーの実施

企業のトップや管理職等を対象に、女性活躍に向けたマネジメント等についてのセミナーを実施

＜R5実績＞ 60名

イ 女性活躍推進グループへの活動支援

企業における女性活躍に向けた気運醸成、取組を促すため、女性社員を中心としたグループによる意見交換会や勉強会など、自主的な活動を支援

＜内容＞ 上限100千円/グループ（女性活躍の現状・課題分析、勉強会の開催、先進事例の調査研究等）

＜R5実績＞ 4件（異業種で働く女性同士の意見交換会、コミュニケーション力向上のための勉強会等）

1 男女共同参画社会づくり施策の推進

ウ ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の推進

県内企業の女性活躍を促進するため、企業が自己診断により女性の管理職比率などの現状を数値化・見える化し、一定の基準に達した企業を認定

誰もが活躍できる職場づくりを後押しし、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と人材確保を支援

(ア) ミモザ企業の認定（R4年度～）

企業や団体に対して積極的に制度の啓発を行い、これまでに139社を認定

<R5年度認定企業> 69社

(イ) 「フレッシュミモザ企業」認定の創設（R6新規）

新たに、意欲ある企業の発掘を目的に、より取り組みやすい「フレッシュミモザ企業」認定を創設

(ウ) ミモザ企業の魅力発信

ミモザ企業の価値向上に向け、SNS等を活用して女性活躍の取組を女子学生目線で積極的に発信

(エ) ミモザ企業と女子学生の交流促進

大学への出前講座、企業見学等により、女子学生と企業の交流を促進

<R5実績> 企業×学生ミモザセッション R6.3.12開催 150名参加

(認定企業の事例発表、企業と学生による女性活躍に向けた意見交換)



【企業×学生ミモザセッション】

○認定区分

認定区分	認定基準
 ひょうご・こうべ 女性活躍推進認定 プラチナミモザ企業	【プラチナミモザ企業】 全20項目／全20項目 +先導的な取組を実施
 ひょうご・こうべ 女性活躍推進認定 ミモザ企業	【ミモザ企業】 14項目(7割)以上／全20項目
 ひょうご・こうべ 女性活躍推進認定 フレッシュミモザ企業	【フレッシュミモザ企業】 8項目(4割)以上／全20項目

○評価項目（4つの柱・20項目で構成）

柱	主な評価項目
<1> 企業の取組姿勢	・女性活躍に向けた取組方針の従業員への明示 ・トップ、リーダーの行動宣言
<2> キャリア形成支援	・女性活躍に向けた職場の意識改革 ・従業員の希望する働き方の応援
<3> 女性登用の促進	・管理職に占める女性の割合 ・正規雇用における女性採用比率
<4> 女性の定着促進 (1)処遇・定着	・女性（正規従業員）の平均勤続年数 ・賃金格差（平均賃金の割合）
(2)多様な働き方の支援	・多様な働き方の実現 ・男性の育児休業取得

2 家庭応援施策の推進

家事・育児に共に取り組む機運を醸成、地域や企業と連携した子育て支援を促進するとともに、結婚を希望する**男女の出会いを支援**

(1) 家事・育児に共に取り組む機運醸成と地域での子育て支援（28,066千円）

男性の家事・育児への参画促進や、家族や家庭について考えるきっかけづくりのための取組、地域や企業との連携による子育て支援を推進

ア 男性の家事・育児への参画促進

(ア) 出前講座等の開催

企業の管理職・社員を対象とした出前講座や子育て中のパパ向けのセミナーの開催
＜企業向け出前講座＞ 9回、＜パパ向けセミナー＞ 11回

(イ) 情報発信

家事負担の軽減に向けた「ゆる家事」や家事をシェアする「とも家事」、育休取得経験のある先輩パパの体験談やメッセージ等をホームページで発信



【パパ向け子育てイベント】

イ 地域や企業との連携による子育て支援

(ア) まちの子育てひろばへの支援

保育所や幼稚園、子育てサークル等が児童館等で開設している「まちの子育てひろば」にアドバイザーを派遣し、親子遊びや子育ての悩み相談等を実施
＜アドバイザー派遣回数＞ 73回 （R6.3末ひろば開設数 1,932か所）

(イ) 地域と連携した子どもの見守りの推進

子育て支援団体との連携により、各地域で「子育て家庭応援推進員」を委嘱し、登下校時の見守りや声かけ、虐待・育児不安等のサインをキャッチして関係機関につなぐ活動等を実施、推進員を対象とした研修を県民局・センター単位で開催
＜R6.3末委嘱者数＞ 1,549名



【まちの子育てひろば】

2 家庭応援施策の推進

(ウ) ひょうご子育て応援の店の推進

子育てを社会全体で応援するため、県内店舗等が参加する「ひょうご子育て応援の店」の利用促進により、子育て家庭を支援

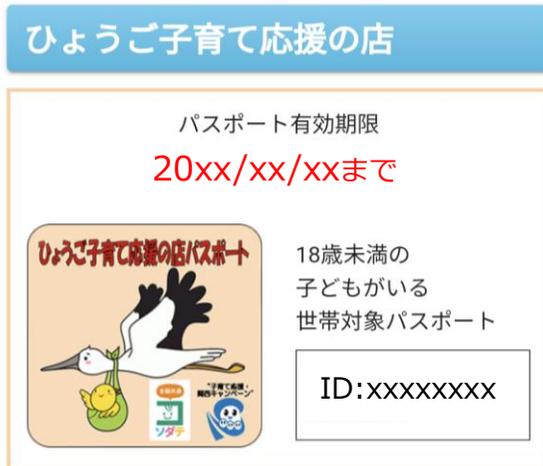
- <利用対象> 18歳未満の子どもがいる世帯
- <R6.3末状況> 会員登録数191,636名・参加店舗4,507店
- <特典内容> 料金の割引、子ども連れに優しい設備（授乳室等）の利用など

(エ) 地域団体との連携

地域団体がその特色を生かして行う子育て応援活動を支援

連携団体	事業内容	R5実績
兵庫県連合婦人会	三世代が交流する体験教室等	82回
	祭りなど地域の伝統行事や節句に関する料理教室等	22回
神戸市婦人団体協議会	七夕・月見・正月など伝統行事に関する講習会等	13回
兵庫県いずみ会	親子料理教室（おやこdeクッキング）の開催等	38回
兵庫県愛育連合会	子育て中の親子や高齢者等を対象とした講座や交流会、子育て相談会等	13回
ひょうご子育てコミュニティ	県内の多様な子育て支援団体が連携し、共通課題への理解を深め、情報交換を図るためのフォーラム等	3回

【事前に会員登録の上、パスポート画面を店頭で提示】



【スマホパスポート画面】

ウ 家族の日運動の普及推進

ラジオCM、地域の子育てイベント等での啓発グッズの配布により、家族のきずなを深める契機として、各家庭で話し合い、最もふさわしい日を「家族の日」と定める「家族の日運動」を推進

<R6予定> ラジオCM：毎月第3水曜日（計24回）



【家族の日啓発ポスター】

3 青少年の健全育成の推進

公益財団法人兵庫県青少年本部や青少年団体等と連携し、**体験活動を推進**するとともに、不登校やひきこもりなどの**課題を抱える青少年の社会的自立を支援**

(1) 青少年の体験活動の推進 (367,191千円)

生きる力を育む体験活動の機会を提供するとともに、青少年のふるさと意識を醸成し、地域で活躍する人材を育成

ア 青少年団体・NPO等との連携による青少年育成の推進

(ア) 子どもの冒険ひろば事業の実施

子どもたちがのびのびと遊ぶことができる「子どもの冒険ひろば」の開設・運営を支援(R5：32団体、57か所)

(イ) ひょうごっ子・ふるさと塾事業の実施

青少年のふるさと意識醸成に向け、身近な地域での社会体験や自然体験の機会提供を支援(R5：15団体)

(ウ) SDGs HYOOGO 青年チャレンジ事業の実施

次代のリーダー育成に向けた、地域おこしイベント等の持続可能な地域づくりの取組を支援(R5：9団体)

イ 県立こどもの館・県立いえしま自然体験センターの運営

多様な体験活動の機会を提供し、青少年の健やかな成長を支援するため

「県立こどもの館」(指定管理者：神姫トラストホープ(株)ほか3社)及び

「県立いえしま自然体験センター」(指定管理者：(一社)いえしま自然体験協会)を運営

<R5利用者数> こどもの館 : 164,021名
いえしま自然体験センター : 19,235名

ウ 兵庫・沖縄友愛交流事業の推進

昭和47年に沖縄県と締結した友愛提携を踏まえ、両県の青年が交流活動を通じて友愛の絆を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、「兵庫・沖縄青年リーダー交流事業」「兵庫・沖縄フレンドシップ事業」を実施



【県立こどもの館】



【県立いえしま自然体験センター】

3 青少年の健全育成の推進

(2) 課題を抱える青少年の支援（163,657千円）

不登校やひきこもりなどの課題を抱える青少年の社会的自立を支援するため、関係機関との連携のもと、相談対応等を実施

ア 電話相談「ほっとらいん相談」の実施

ひきこもり・不登校・いじめ等に悩む青少年のための総合相談窓口を設置

＜開設日時＞ 月・水・土曜日（週3日） 10:00～12:00、13:00～16:00
 ＜R5実績＞

件数	内容別内訳						相談者内訳	
	ひきこもり	不登校	非行	虐待	いじめ	主訴不明	本人	本人以外
609	561	30	6	0	0	12	541 (88.8%)	68 (11.2%)



【ほっとらいん相談チラシ】

イ 地域ブランチの設置

ひきこもり等の支援を行うNPO団体等との協働により、県内5か所に地域ブランチを設置し、相談、研修、情報交換を通じた市町支援など、当事者にとって身近な地域でのひきこもり支援を推進

＜R5実績＞ ※5ブランチの合計

相談支援			計	相談者内訳	
電話	来所	訪問		本人	本人以外
1,524	3,739	406	5,669	4,206 (74.2%)	1,463 (25.8%)

＜設置場所＞

地域	受託団体	所在地
阪神	(一社)いきがいさがし	西宮市
播磨	(認特)コムサロン21	姫路市
但馬	(特非)ワカリ豊岡・いのちのネットワーク	豊岡市
丹波	(特非)結(ゆい)	丹波篠山市
淡路	(認特)ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市

ウ 青少年地域支援員の配置（R6新規）

不登校生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援へ円滑につなぐため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を、地域ブランチに各1名配置

業務内容	学校からの情報収集、学校・要支援者との対面による関係構築、卒業・退学後の本人・家族への訪問相談
配置場所	各地域ブランチ（県内5か所）
配置人員	カウンセラー、元教員、ひきこもり相談支援従事者 等

3 青少年の健全育成の推進

エ ひきこもりサポーターの育成

「ひきこもりサポーター育成研修」を実施し、地域におけるひきこもり支援人材を育成

区分	対象者	研修内容	R5受講人数
初級コース	ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある方	ひきこもりに関する基礎的知識等	57名
中級コース	初級コース修了者	ひきこもり支援の内容及び方法等	30名

中級コース修了後、サポーター登録を行い、登録後もフォローアップ研修を実施
 <サポーター登録者数> 205名 (R5新規28名)

オ 県立神出学園・県立山の学校の運営

寮での共同生活や野外活動やものづくり体験等を通じて、ひきこもり・不登校等の青少年の社会的自立を支援するため、県立神出学園・県立山の学校を運営

	神出学園 (神戸市西区)	山の学校 (宍粟市)
設立	平成6年10月	平成5年1月
R6在籍者数	31名	9名
対象	県内在住の義務教育を修了した23歳未満の男女	県内在住の義務教育を修了した24歳未満の男子
内容	<ul style="list-style-type: none"> 多様な体験活動(農作業・調理・手芸・音楽等)や動物とのふれあい 心理カウンセラーによる個別対応 学習指導を通じた進路選択支援 	<ul style="list-style-type: none"> 林業体験等を通じた人づくり 野外活動等による仲間づくり 職場体験等を通じた進路選択支援
在籍期間	2年以内 (最大1年延長可)	1年以内 (最大1年延長可)



【神出学園での音楽体験】



【山の学校での林業体験】

カ 「ひょうごユースケアネット推進会議」の運営

保健・医療・福祉・教育・雇用等の分野の32機関で構成し、社会生活を営む上で困難を有する青少年の支援に係る情報交換や連携による支援を実施

4 青少年を守り育てる活動の推進

青少年愛護条例のもと、**地域、学校、事業者、保護者等が一体となって**、青少年を守り育てる活動を展開するとともに、青少年の**安全安心なインターネット利用**を推進

(1) 青少年愛護活動の展開 (35,159千円)

青少年愛護活動推進員による立入調査や業者指導等を通じ、青少年愛護条例の適正な運用を図り、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進

ア 青少年を取り巻く有害環境実態調査

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある営業を対象に、県民局・県民センター等に配置した青少年愛護活動推進員が調査や業者指導を行い、市町や学校等に情報提供

<R5調査実施状況> ※毎年12月末時点で集計

区分	図書類 販売店	ビデオ レンタル店	玩具類 取扱店	カラオケ ハウス	JKビブツに繋が るおそれのある店	ネット カフェ	携帯電話 販売店	計
調査対象 店舗数	2,376	65	482	143	124	34	552	3,776

※ 図書类等自動販売機、利用カード等自動販売機は、いずれも該当無し

イ 青少年育成スクラム会議の開催

事業者、青少年育成団体等51団体が参画し、青少年健全育成の課題・方策、非行・被害防止等について全県及び県民局・センター単位で協議

<全県会議> 1回 <地域会議> 49回

ウ 市町の取組支援

青少年の保護・非行防止を図るため、青少年補導センターや補導委員への研修会等の開催を通じて、市町による補導活動を支援



【青少年愛護条例のあらまし】

4 青少年を守り育てる活動の推進

(2) 青少年の安全安心なインターネット利用の推進 (2,141千円)

過度なネット利用による健康面への影響やネットトラブルを防止するため、「スマホ等の利用に関するガイドライン」を活用した啓発等、年齢層に合わせた幅広い取組を展開

ア スマホ・ネット利用に関する啓発

「スマホ等の利用に関するガイドライン」やワークシートを活用し、スマホ等利用のルールづくりや健康的なスマホ等の使い方を様々な機会を通じて啓発

<R5実績>

ネット動画・SNS広告などによる普及啓発

「親子でスマホの使い方を考えるワークシート」を、県内の小学校1年生等に配布(65,000部)等



【スマホ等の利用に関するガイドライン】



【親子でスマホの使い方を考えるワークシート】

イ 「人とつながるオフラインキャンプ」の実施

ネットから離れて自然とふれあい、日常生活の見直しや社会的自立を促す「人とつながるオフラインキャンプ」を開催 (R6.8.17~8.21) するとともに、これまで得られた知見を関係団体に情報共有するための説明会を開催

<R5実績> 20名参加 (小学生11名、中学生7名、高校生2名)

ウ インターネット利用に関する調査等の実施

- ・ 県内の小中高生(約2万名)・保護者を対象に、ネットの利用状況・依存傾向等を調査分析
- ・ 携帯電話事業者と連携し、フィルタリング契約の促進や、安全安心なネット利用に向けた意見交換を実施

<県内18歳未満の者のフィルタリング契約率> R4年度: 83.3% → R5年度: 84.6%

エ ネットトラブル防止大作戦推進会議の開催

警察、教育委員会、PTA、青少年団体、マスコミ等で構成する推進会議において、安全安心ネット利用に向けた効果的な取組や、新たな課題への対応を検討し、各団体の活動に反映